

第一種フロン類充填回収業者の廃業等を届出される方へ

1 廃業等の届出について

第一種フロン類充填回収業者の登録について、法人格の統廃合や廃業、県内での事業中止等により、登録を継続する必要がなくなった場合、廃業等を届け出る必要があります。

届出が必要な方は、廃業等届出に必要な書類を用意し、後述の提出先に提出してください。

2 廃業届出

申請は直接受付窓口に持参、郵送による提出又は電子申請により行ってください。

直接窓口に持参する場合は、あらかじめご予約のうえ、ご来所ください。

窓口受付時間は、9：00～16：00となります。

(但し12：00～13：00及び閉庁日(土曜日、日曜日、祝日、年末年始)を除く。)

3 届出が必要な方

次の(1)～(5)に該当する方は、届出事由が生じた日から30日以内に、廃業等届出に必要な書類を添付して、山梨県に届け出てください。

- (1) 死亡した第一種フロン類充填回収業者の相続人
- (2) 合併により消滅した法人を代表する役員であった者
- (3) 破産手続開始の決定により解散した法人の破産管財人
- (4) 合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した法人の清算人
- (5) 山梨県内において第一種フロン類充填回収業を廃止した第一種フロン類充填回収業者であった個人又は第一種フロン類充填回収業者であった法人を代表する役員

4 廃業等届出に必要な書類

次のア～イの書類をご用意ください。

ア 廃業等届出書

紙申請の場合は、届出者と第一種フロン類充填回収業者について、項目ごと記入をお願いします。

電子申請の場合は、申込画面上で必要事項を入力してください。

届出を法定代理人(行政書士等)に委任される場合は、別に委任状の添付をお願いします。

イ 第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量・回収量等に関する報告書（様式第3（第52条関係））の届出年度分の報告書

廃業等届出の場合においても、法第47条第3項に基づく年次報告書の提出が必要です。届出年度の4月1日から「届出事由が生じた日」までの期間について同報告書を作成し、届出書に添付してください。

4 電子申請添付方法

必要書類の提出・添付は、下表の方法により行ってください。電子申請において、アップロードとあるのは、PDFファイルを添付するか、紙資料をスキャンしたデータ（PDF形式）を添付してください。

提出・添付書類	電子申請提出方法
廃業等届出書	画面入力
届出年度分の報告書	アップロード

5 届出窓口及び提出先（郵送の場合）

【郵便番号】400-8501

【住所】山梨県 甲府市 丸の内一丁目6番1号 本館8階
環境・エネルギー部環境・エネルギー政策課
企画・地球温暖化対策担当

【電話】055-223-1506（直通）

【FAX】055-223-1636

【受付時間】平日の9:00～12:00及び13:00～16:00